

# 山梨県通学路交通安全対策実施計画

平成24年12月

山梨県

# 山梨県通学路交通安全対策実施計画

## 第1 計画策定の基本的考え方

### 1 計画策定の趣旨

本年4月以降、京都や千葉で集団登校中の児童等の列に暴走した自動車が突入するという痛ましい事故が相次ぎ、尊い幼い命が奪われたことはまだ記憶に新しいところであります。これを契機に、通学路における危険箇所が全国的な問題となりました。そして、登下校する児童等の安全確保は社会的要請となっております。

本県においても、これまでに道路管理者、交通管理者並びに教育委員会による通学路の緊急合同点検を実施したところであり、その危険箇所の全容が明らかになりました。

すでに、幾つかの自治体においては対策を実施しているところではありますが、対策を要する箇所は、依然数多く残っており、登下校する児童等の安全が危ぶまれております。

通学路の安全確保は急務であり、道路管理者、交通管理者並びに教育委員会が三位一体となり、その安全対策の推進に積極的に取り組んでいく必要があります。

このため、「山梨県通学路交通安全対策実施計画」を作成し、実効性のある対策を重点的かつ計画的に推進していくものであります。

### 2 期間

平成24年度から平成28年度（5ヶ年）

### 3 推進主体

- (1) 行政機関（県、国の地方行政機関、市町村）
- (2) 事業所、交通関係団体、ボランティア等
- (3) 県民

## 第2 通学路緊急点検の結果

### 1 点検への参加状況

学校、保護者、警察、道路管理者、市町村教育委員会

### 2 点検結果

- |               |        |                                       |
|---------------|--------|---------------------------------------|
| (1) 合同点検実施学校数 | 167校   | (県内公立小学校184校のうち17校については、危険箇所なしとして不実施) |
| (2) 危険箇所数     | 1146箇所 |                                       |
| (3) 合同点検実施箇所数 | 831箇所  |                                       |
| (4) 対策必要箇所数   | 801箇所  |                                       |

## 第3 計画の概要

### 1 通学路交通安全対策実施計画における目標

計画最終年（平成28年）における目標

- ・通学時における児童等の事故件数の減少
- ・緊急点検により明らかになった危険箇所の対策率100%

### 2 施策

#### (1) 安全な通学環境の整備

- ・児童優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・幹線道路における交通安全対策の推進
- ・交通安全施設等整備事業の推進
- ・効果的な交通規制の推進
- ・交通安全に寄与する道路交通環境の整備

- (2) 交通安全思想の普及徹底
  - ・段階的かつ体系的な交通安全教育の普及
  - ・効果的な交通安全教育の推進
  - ・交通安全に関する普及啓発活動の推進
  - ・交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等
  - ・住民の参加・協働の推進
- (3) 安全運転の確保
  - ・運転者教育等の充実
  - ・通学路に関する情報の充実
- (4) 道路交通秩序の維持
  - ・交通の指導取締りの強化等

## 第4 実施計画

### 1 道路管理者による対策

対策必要箇所 801 箇所のうち、国土交通省 42 箇所、県 171 箇所、市町村 365 箇所の合計 578 箇所の対策を実施する。  
県管理道路における対策は、171 箇所を平成 24 年度から 3 年間を目途に整備を実施する。

#### 【道路管理者が実施する主な対策】

- (1) 歩道等の確保 歩道の設置・拡幅、路側帯の設置・拡幅、踏切の拡幅等
- (2) 歩車道境界の明示 防護柵の設置、路側帯のカラー化、ラバボールの設置等
- (3) ドライバーへの注意喚起 警戒標識、表示等の設置、視線誘導標等の設置等
- (4) 維持管理 植栽の剪定
- (5) その他 交差点改良、バリアフリー化、転落防止柵設置等

## 2 警察による対策

県警察では、信号機設置、横断歩道、車両通行禁止、一方通行、最高速度規制等の交通規制を実施するほか、通学時間帯におけるパトロール、交通指導取締り、街頭監視活動を実施する。

点検の結果、必要と認められる対策メニューのうち、車両通行禁止規制、一方通行規制等地域住民の合意形成を要する対策があるため、住民の意向等を確認しつつ、実施可能な対策から進めていく。

### 【警察が実施する主な対策】

- (1) 信号機（設置、設定秒数の変更等）
- (2) 横断歩道（設置、移設等）
- (3) 車両通行禁止規制
- (4) 一方通行規制
- (5) 一時停止規制
- (6) 交通指導取締り
- (7) 街頭監視活動等

## 3 学校による対策

学校では、「命の尊さ、健康・安全の大切さ」を第一に考え、交通ルールやマナーを遵守することや交通環境の様々な場面で発生する危険を児童自らが予測し回避するなど、安全に対する主体的な態度を育てるための交通安全教育を充実させるほか、教職員や保護者、スクールガードやボランティアなどによる見守り活動を充実させる。また、交通環境の変化や児童の実態を考慮し、通学路の見直しを行い、必要に応じて通学を変更するなどの実効性のある対策を実施する。

### 【学校が実施する主な対策】

- (1) 交通安全教育の充実
- (2) 登下校指導の強化・徹底
- (3) ボランティア等による見守り活動
- (4) 通学路の変更
- (5) その他 注意を促す看板等の設置 ほか